

令和6年度 児童虐待重大事例検証報告書の概要

1 対象事例

- (1) 令和3年8月、川越市において、母が居宅の湯を張った浴槽で男児を出産し、そのまま引き上げずに死亡させた事例
- (2) 令和3年9月、春日部市において、母が生後4か月の女児をベビーマットに叩き付けたことにより死亡させた事例

2 検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき、対象事例の事実関係を把握し、課題を抽出した上で、県や市町村をはじめとする関係機関が、児童虐待による死亡事例等の未然防止・再発防止のために取り組むべき事項を提言することを目的とする。

3 検証の方法

- (1) 川越市の事例については、行政をはじめとする関係機関の関わりが無かったことから、主に裁判の傍聴記録をもとに検証を行った。
- (2) 春日部市の事例については、市をはじめとする関係機関の関わりに焦点を当て、市における対応の記録や検証報告書、裁判記録等の情報をもとに検証を行った。

4 委員の構成等

分野	氏名	所属等
児童福祉（学識経験者）	◎大竹 智	立正大学 教授
心理学（学識経験者）	○須藤 明	文教大学 教授
社会福祉（社会福祉士）	栗原 直樹	埼玉県社会福祉士会 社会福祉士
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
法律（弁護士）	大谷部 雅典	新埼玉法律事務所 弁護士
母子保健（学識経験者）	関 美雪	埼玉県立大学 教授

◎委員長、○副委員長

5 開催状況

	開催日	場所
第1回	令和6年 8月 2日	さいたま共済会館
第2回	令和6年 9月 5日	埼玉会館
第3回	令和6年10月31日	さいたま共済会館
第4回	令和6年12月23日	埼玉会館
第5回	令和7年 1月29日	さいたま共済会館

6 川越市0歳男児死亡事例

(1) 事例の概要

～医療機関を受診せず、妊娠届出書も未提出の母が、自宅アパートの浴槽で男児を出産し、湯の中から引き上げずに死亡させるに至った事例～

令和3年9月2日、川越市にあるアパートの一室から嬰兒の遺体が発見された。

遺体は、同所に居住していた女性（以下、「母」という。）が出産した男児（以下、「本児」という。）で、同年8月11日頃、湯を張った浴槽で出産後、そのまま引き上げずに溺死させ、遺体を衣装ケースに入れるなどしてクローゼット内に遺棄していたものである（以下、「川越事件」という。）。

本児については、母が川越事件当時に同棲していた男性（以下、「父」という。）との間に授かったとのことであるが、父母に婚姻関係は無かった。

また、母は保険証を所持しておらず、医療機関の受診や妊娠届出書の提出をしていなかったため、行政をはじめとする関係機関において母が本児を妊娠していることは把握されていなかった。

なお、川越事件の捜査の中で、母は、平成30年3月頃に死亡した嬰兒の遺体を春日部市にある母方実家の屋根裏部屋に遺棄していたことも判明した。

【本事例発生当時の世帯の状況】

母（25歳）、父（年齢不詳）

(2) 事例の主な経過

令和2年 5月頃 母がマッチングアプリで父と知り合う。

11月頃 母が川越市内で父との同棲を始める。

12月頃 母が本児の妊娠に気付く。

令和3年 8月11日頃 母が居宅の湯を張った浴槽で本児を出産したが、そのまま引き上げずに溺死させ、遺体をクローゼット内の衣装ケースに遺棄する。

9月 2日 母が川越事件について死体遺棄容疑で逮捕される。

9月22日 母が春日部市の実家に嬰兒の遺体を遺棄していた件について死体遺棄容疑で再逮捕される。

10月13日 母が川越事件について殺人容疑で再逮捕される。

令和6年 3月14日 川越事件について殺人罪及び死体遺棄罪、春日部市の実家に嬰兒の遺体を遺棄していた件について死体遺棄罪で母に懲役5年6月の判決が言い渡される。

令和7年 1月14日 母に控訴棄却の判決が言い渡される。

6 川越市0歳男児死亡事例

(3) 再発防止のための方策についての提言

ア 相談窓口等の周知・啓発について

事実関係等	提言
母は、折に触れて妊娠や出産に係る情報をスマートフォンで検索していたようであるが、例えば、居住自治体等の保健センターをはじめ、思いがけない妊娠に関する相談窓口として埼玉県が開設している「にんしんSOS埼玉」やその他民間団体にはつながらなかった。	県及び市町村は、ホームページや周知用カードによる周知・啓発だけでなく、多くの人が利用し、目に触れる機会の多いSNSを通じた周知・啓発も積極的に行うこと。 なお、広く確実に情報を届けるため、平易な表記や言い回しとするなど、情報の掲載の仕方にも留意すること。

イ 「こどもの居場所」における見守りについて

事実関係等	提言
母や祖母らの裁判における供述などからすると、母の生活歴に関しては、幼い頃から複雑な家庭環境であったことが推察されることなどから、母が周囲の理解や助けを得られず、困りごとを抱えたまま育ってきたのであれば、無力感や諦めから「相談しても無駄」と思っていたり、「誰かに相談しよう」とは考えない可能性がある。	援助要請が適切になされるためには、自分が抱える困りごとに周囲の大人が気付き、ケアをしてくれたというようなプラスの体験をこどもの頃からしておくことが重要であり、様々なこどもが訪れる場所として、こども食堂をはじめとする「こどもの居場所」がそのための核となり得る。 県及び市町村は、「こどもの居場所」の運営者が困りごとを抱えるこどもに気付いた場合に、関係機関と円滑に情報交換を行い、適切に対応できるよう、「こどもの居場所」と関係機関との信頼関係の構築に努めること。

7 春日部市0歳女児死亡事例

(1) 事例の概要

～早産かつ超低出生体重児として生まれた女児が、退院して自宅に戻った後、泣き止まないことに苛立った母の暴行により死亡するに至った事例～

令和3年9月16日、春日部市にある居宅において、母が家事の最中に泣き出した生後4か月の長女（以下、「本児」という。）を泣き止ませようとしたが上手くいかなかったことなどからかとなり、本児をベビーマットに叩き付ける暴行を加え、外傷性脳障害により死亡させた。

本児は、早産かつ超低出生体重児であったことから約4か月間入院しており、退院後わずかな期間で発生した事件であった。

事件当時、父母に婚姻関係は無く別居しており、母は母方実家で生活していた。

【本事例発生当時の世帯の状況】

本児（4か月）、母（20歳）、第1子、祖父（40代）、祖母（40代）、叔母①（10代）、叔母②（10代） ※父（20代）は別世帯

(2) 事例の主な経過

令和2年12月25日 母が祖母とともに市の子育て世代包括支援センターを訪れ妊娠届出書を提出。市は、母子健康手帳の交付及び面接等を実施。

令和3年 5月 2日 医療機関Aにおいて本児が出生。早産かつ超低出生体重児であり、医療機関Bに搬送され入院治療が開始される。

6日 医療機関Bのメディカルソーシャルワーカーが市の保健師と母子の状況等について情報共有。

19日 市が医療機関Aから養育支援連絡票を受理。1か月以内の家庭訪問を依頼される。

26日 市の助産師が母と電話でやり取りし、「困っている事はない。産婦訪問は大丈夫そう。」との話を聴取。

8月30日 本児が退院（入院期間121日）。

9月 8日 本児が医療機関Cで4か月児健診を受診。

14日 市の保健師が新生児訪問を実施。本児と第1子の発育や発達は順調であるものの、母には経済面で心配があることなどを聴取。

16日 母が泣き止まない本児をベビーマットに叩き付ける暴行を加え、外傷性脳障害で死亡させる。

17日 母が暴行容疑で逮捕される。

令和4年 5月30日 傷害致死罪で母に懲役4年の判決が言い渡される。

7 春日部市0歳女児死亡事例

(3) 事実関係と課題、改善策についての提言

ア 妊娠届提出時

事実関係及び課題	提言
<p>妊娠届出書の提出を受け、市では、子育て世代包括支援センターの会議により、妊婦健診の状況を確認していくことなどが支援方針とされた。</p> <p>しかし、母が未婚であり、第1子の出産については様々な課題があったこと、第1子の出産から短時間で本児を妊娠していること、本児の妊娠について不安や戸惑いがあったことなどからすれば、要対協を活用して支援を検討すべきであったところ、養育困難や虐待につながるリスクの認識が十分でなく、要対協のケースとする基準も定まっていなかった。</p>	<p>○<u>リスクアセスメントについて</u> 県及び市町村は、妊娠届出時における情報の収集・整理を含め、リスクアセスメント力を向上させて必要な支援につなげられるよう、市町村の母子保健担当部署の職員を対象として、事例検討会や研修会を定期的を実施すること。</p> <p>○<u>要対協の積極的な活用について</u> 市町村は、養育困難や虐待につながるリスクのある妊産婦について、関係機関等の協働により適切なアセスメントや支援方針の検討、決定が行われるよう、要対協に登録するケースの判断基準を確立すること。すでに判断基準が確立されている場合にも見直しを行うこと。</p>

イ 本児出生後①

事実関係及び課題	提言
<p>令和3年5月6日、市は、医療機関Bから本児の出生状況等について情報提供を受けたが、支援方針の見直しに係る組織的な検討はなされず、対応は担当保健師の判断に委ねられていた。</p> <p>しかし、本児の出生により当該家庭の環境が大きく変わる局面であったことから、市としては、支援方針の見直しに係る組織的な検討・決定を行う必要があった。</p>	<p>○<u>組織的な支援方針の検討・決定について</u> 市町村は、こども家庭センターの合同ケース会議を開催することなどにより、組織的に支援方針の検討・決定やケースの進行管理を行うこととし、特に支援過程の重要な局面において、対応が担当者個人の判断に委ねられることのないようにすること。</p> <p>また、事例検討会の開催やスーパーバイズを受けることにより、支援方針の検討・決定など課題解決に向けた実践力の向上を図ること。</p>

7 春日部市0歳女児死亡事例

(3) 事実関係と課題、改善策についての提言

イ 本児出生後②

事実関係及び課題	提言
<p>令和3年5月19日、市は、医療機関Aから養育支援連絡票を受取り、1か月以内に家庭訪問をして欲しい旨の依頼を受けたが、母が電話で「困っていることはない。産婦訪問は大丈夫そう。」と回答したこともあり、同年9月14日の新生児訪問まで家庭訪問は実施されなかった。</p> <p>しかし、母が言葉の裏で何かしら不安を抱えているのではないかと推察し、早期の家庭訪問につなげる必要があった。</p> <p>なお、医療機関と市との間においては、危機感等が十分に伝わるような情報共有が必要である。</p>	<p>○養育支援連絡票を受取りした場合の対応等について 県は、医療機関及び市町村に対し、「妊娠期からの虐待予防強化事業の手引き」における対応について改めて周知するとともに、養育支援連絡票に限らず、医療機関と市町村との間で情報共有が行われる際には、母子及びその家庭に係るリスクや危機感が十分に伝わるようにすべき旨の啓発を行うこと。</p> <p>○低出生体重児への対応について 県は、低出生体重児に対する早期の支援が行われるよう、市町村に対し、「低出生体重児保健指導マニュアル」（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）に基づく対応について改めて周知すること。</p> <p>○相談援助技術について 県及び市町村は、支援対象者の本音や悩みを引き出し、適切な支援につなげられるよう、市町村の母子保健担当部署の職員を対象として、相談援助技術の向上に資する研修を定期的実施すること。</p>

ウ 本児退院後

事実関係及び課題	提言
<p>令和3年9月8日、本児は4か月児健診を受診し、受診医療機関から市に対して、問題ない旨の連絡がなされている。</p> <p>乳幼児健診については、事前に市町村と医療機関との間で当該家庭に係る情報共有をしておかなければ、医療機関が当該家庭の問題を察知して必要な対応をとることは困難な場合が多い。</p>	<p>○医療機関と市町村との連携について 現在、1か月児健診及び5歳児健診の実施の推進が図られていることも踏まえ、県は、妊娠期からの虐待予防強化事業への協力医療機関について、乳幼児健診を実施する小児科等まで広げることを検討し、関係機関が情報共有を行い、早期の支援につなげるための体制の構築を図ること。併せて、乳幼児健診や予防接種を実施する医療機関の職員を対象として、児童虐待防止対策や市町村との連携の重要性に係る普及啓発を行うこと。</p> <p>また、市町村においても、支援を要する家庭について、乳幼児健診や予防接種を実施する医療機関と必要な情報共有が行われるようにすること。</p>